

施術所新規開設届出時の注意事項

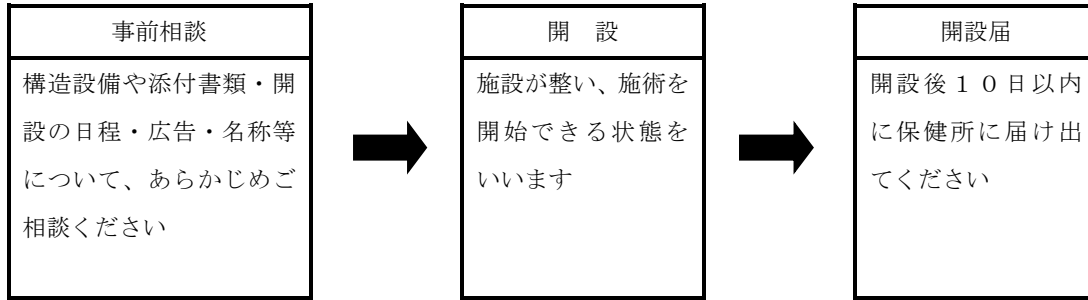
施術所を開設する方へ

- ① 事前に施設の図面を持参し、保健所にご相談下さい（来所の際は、必ず電話による事前予約をお願いします）。施設基準の事前確認及び添付書類の説明をいたします。
- ② 届出書類は津市役所ホームページからダウンロードできます。
 （津市役所HP → 健康・医療 → 医療 → 医事薬事 → 許認可・届出
 → 医事関係届出様式【あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう施術所・柔道整復施術所開設等】関係の届出書）
- ③ 開設者の変更の場合（親から子へ交代、個人から会社・法人へ変更等）、移転の場合にも開設届の提出が必要となります（別途廃止届の提出が必要です）。

◎ 開設届 …… 開設後10日以内に保健所に提出してください。

提出書類	記載上の注意
・あん摩マッサージ指圧師（はり師、きゅう師）施術所開設届（様式第1号） ・柔道整復師施術所開設届（様式第1号）	施術所の名称については、あらかじめ保健所に確認してください。 ※あん摩・はり・きゅう及び柔道整復の両方について届出をされる施術所においては、それぞれに添付書類が必要となります。
施術従事者の免許証の写し	原本照合が必要となるため、免許証の本証を持参してください。
敷地周辺見取図	周辺道路等と施術所の位置関係がわかるものを提出してください。
敷地の平面図	敷地と建物の位置関係がわかるものを提出してください。別区画に駐車場等を保有する場合、当該敷地も対象となります。
建物の平面図	各部屋の用途及び面積、施術台・機器類の配置、外気開放位置及び換気装置の位置、消毒設備の位置を記入してください。
添付書類 （新たに建物を築いた場合） ・確認済証の写し ・引渡書の写し	施術所開設に伴い新たに建物を築いた場合、建築基準法の観点からの確認が必要となるため、確認済証及び引渡書の写しを提出してください。
（土地・建物・駐車場等を賃借する場合） ・賃貸借契約書の写し	施術所専有部分について賃借する場合、賃貸借契約書の写しを提出してください。
土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）	土地及び建物の所有権及び各種面積等の確認のため、土地及び建物の登記事項証明書を提出してください（法務局）。
（住居表示実施区域の場合） ・住居表示証明書 又は 住居番号付定通知書の写し	施術所の所在地が住居表示実施区域の場合は、施術所の建物にかかる住居表示証明書又は住居番号付定通知書の写しを提出し、証明書・通知書の住所を開設場所として届け出てください（市役所戸籍住民課又は各支所（市民センター）で取得できます）。
（開設者が法人・会社等の場合） ・定款 又は 条例の写し ・法人登記事項証明書	施術所の名称が規定されている場合は、規定された名称で届け出てください。

◎ 手続きの流れ



◎ 開設後の実地検査について

開設届受理後、7～10開庁日を目安に実地検査を行います。検査時の確認事項は、以下を参照してください。

施 術 所 全 般	・住居・店舗等の一部を使用する場合、施術所が構造上・機能上独立しているか（出入口を別に設ける等、明確に区画されていること）
施 術 室	・適切な面積を有しているか（6.6㎡以上有すること） ・廊下・待合室と施術室の区画が明確になっているか
待 合 室	・適切な面積を有しているか（3.3㎡以上有すること）
防 火 措 置	・消火用器具・機械の設置等、防火に対する措置がとられているか
清 潔 保 持	・清潔が保持されているか ・消毒設備が適切に設置されているか（手洗場・オートクレーブ・消毒液等）
採 光 ・ 換 気	・十分な採光及び換気が確保されているか (施術室については、面積の1/7以上の外気開放面積又はこれに代わる換気設備が必要)
廃 棄 物	・一般廃棄物と感染性廃棄物の分別が正しく行われているか（容器に適切な表示がされているか） ・使用済みのはりの保管及び廃棄が安全に行われているか ・委託契約がされているか（委託先確認）
広 告	・法に規定する広告の制限を逸脱していないか ・一般大衆を惑わすような虚偽・誇大広告がなされていないか
防 犯 対 策	・セキュリティシステムの導入等、施術所における防犯対策がとれているか ・個人情報保護に努めているか（施術録等保管場所の施錠、PCのパスワード管理等）

◎ 名称に関する規制

医療法・医師法に抵触するような名称は使用できません。

医療法第3条

病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を附けてはならない。

例：〇〇診療所、〇〇（施術業態を含まない）治療院、〇〇療院、〇〇はり科療院、〇〇リハビリ院

医師法第18条

医師でなければ、医師又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。

例：鍼灸医〇〇、中国鍼医〇〇

◎ 広告に関する規制

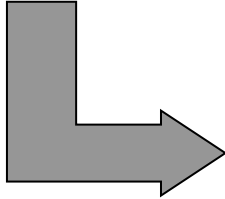
法律に定められた事項以外は、原則として広告できません。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律第7条第1項

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人とも、いかなる方法を問わず、次に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゆう業）
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項

〔厚生労働大臣が指定する事項〕



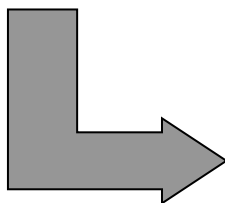
- 1 もみりようじ
- 2 やいと、えつ
- 3 小児鍼（はり）
- 4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨
- 5 医療保険療養費支給申請ができる旨
(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る)
- 6 予約に基づく施術の実施
- 7 休日又は夜間における施術の実施
- 8 出張による施術の実施
- 9 駐車設備に関する事項

柔道整復師法第24条第1項

柔道整復の業務又はこれらの施術所に関しては、何人とも、いかなる方法を問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項

〔厚生労働大臣が指定する事項〕



- 1 ほねつぎ（又は接骨）
- 2 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
- 3 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
- 4 予約に基づく施術の実施
- 5 休日又は夜間における施術の実施
- 6 出張による施術の実施
- 7 駐車設備に関する事項

※広告可能な事項を広告する場合にも、その内容は、技能・施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。

（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律第7条第2項及び柔道整復師法第24条第2項）

広告できない例：○○流、○○会員、高い技術、痛くない鍼、中国はり、骨折 等

【問合せ先】

〒520-0047

大津市浜大津四丁目1番1号

明日都浜大津1階

大津市保健所保健総務課医事業事係

電話：077-522-6757